

岩手県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人ケアセンターいこい	一関市大町6番7号三浦第一ビル102号	いこいデイサービスセンター・平泉	西磐井郡平泉町平泉字鈴沢64番地1	平成22年3月1日
社会福祉法人室蓬会	一関市大東町曾慶字御能場39番地1	室蓬デイサービスセンター	一関市大東町摺沢字菅生前61番地32	平成22年7月13日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人ケアセンターいこい	一関市大町6番7号三浦第一ビル102号	いこい居宅介護支援平泉事業所	西磐井郡平泉町平泉字鈴沢64番地1	平成22年3月1日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人ケアセンターいこい	一関市大町6番7号三浦第一ビル102号	いこいデイサービスセンター・平泉	西磐井郡平泉町平泉字鈴沢64番地1	平成22年3月1日
社会福祉法人室蓬会	一関市大東町曾慶字御能場39番地1	室蓬デイサービスセンター	一関市大東町摺沢字菅生前61番地32	平成22年7月13日